

[発見日・発見地ベース]

厚生労働省自殺対策推進室

(u)

※平成23年の数字は本計上を始めた6月から12月までを足し上げたものであり、平成24年以降は1月から12月までを足し上げたものである（以降の表についても同様）。

(人)

2025 RELEASE UNDER E.O. 14176

(u)

※「その他」は、令和3年までは、「利子・配当・家賃等生活者」、「浮浪者」、「その他の無職者」、令和4年からは、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者（ひきこもり）」、「その他の無職者（ひきこもり以外）」。

※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年までは「年金・雇用保険等生活者」、令和4年からは、「年金受給者（老齢・遺族給付）」、「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」。

(件)

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
※自殺の原因・動機は、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき1計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としていて、原因・動機特定者数と原因・動機の件数とは一致するとは限らない。

(人)

[illegible]